

白山市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年9月30日

白山市監査委員 木 島 浩

白山市監査委員 寺 越 和 洋

1 定例監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年9月9日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年1月30日（白山市監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
随意契約の運用について、再三注意を促してきたところであったが、適切とは言いがたい状況が見受けられた。 契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、前例踏襲に留まることなく、時勢の変化を捉えた上で業務を検証する姿勢や、客観的公平性の確保にも十分に意を払い、事務の改善を図られたい。	当該業務は空調機の3年ごとの法定点検に係るものですが、令和6年度発注分から客観的公平性の確保のため、一括発注による事務改善を図ったところ です。 本年度の発注においても、この一括発注による適正な契約のもとで施行しており、今後も適正な発注に努めていきます。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年9月8日
(2) 措置を講じた部局等 美川支所総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和6年9月30日（白山市監査公表第7号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
手取公園施設に係る利用料金について、その徴収時期に関して過去の監査においても注意を促したところであったが、今回その保管に関しても不適切な状況が見受けられた。 利用料金は、ほかならない公金であるということを今一度認識され、適切な時期にこれを徴収することはもとより、収入金は速やかに収納処理を行うなど、一連の事務を改善する必要がある。	指摘以降、手取公園の施設利用料金については、速やかな徴収・収納に努めており、一連の事務については、改善がなされています。
随意契約の運用について、再三注意を促してきたところであったが、適切とは言いがたい状況が見受けられた。 契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、前例踏襲に留まることなく、時勢の変化を捉えた上で業務の検証にも十分に意を払い、客観的視点に立った適正な事務執行となるよう改善する必要がある。	指摘以降、随意契約については適正な事務執行に改善されています。今後関係法令等を遵守し、適正な事務執行となるよう努めていきます。